

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201001	二葉運送株式会社 (法人番号 2400001003810) 代表者 細川忠彦	岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割1番地1	青森営業所	青森県青森市大字新城字山田552-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年9月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20201005	株式会社八洲陸運 (法人番号 9420001002168) 代表者 松尾彰	青森県青森市大字滝沢字住吉28番地7	本社営業所	青森県青森市大字滝沢字住吉34-1、28-1、32-1、253-2	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和元年8月29日、9月9日、令和2年1月31日及び7月29日、死亡事故を引き起こしたこと及び監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(安全規則第22条)	7	7
20201005	有限会社矢島運送 (法人番号 3410002007536) 代表者 伊豆正二郎	秋田県由利本荘市矢島町荒沢字上荒沢44番地の2	本社営業所	秋田県由利本荘市矢島町荒沢字上荒沢44番地の2	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和元年10月30日及び令和2年6月2日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9
20201026	青森定期自動車株式会社 (法人番号 4420001000201) 代表者 齋藤武男	青森県青森市大字荒川字成瀬14番地6号	八戸支店	青森県八戸市大字市川町字向谷地前64-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年9月25日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	2	0
20201026	大東実業株式会社 (法人番号 4011401003990) 代表者 石上恒明	東京都板橋区新河岸1丁目7番2号	横手営業所	秋田県横手市外目字三ツ塚山45-1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項及び法第17条第4項	令和元年11月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)自動車庫の位置及び収容能力違反[営業所との距離](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。